

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和元年6月11日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市税条例等の一部を改正する条例

（つくば市税条例の一部改正）

第1条 つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第6条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第6条の5の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第6条の6中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第9条の2第4項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第9条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項

第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第17条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項の表中「第90条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「第30条第6項第1号及び第2号」を「第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第17条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「第30条第7項第1号及び第2号」を「第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円

	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第17条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「第30条第8項第1号及び第2号」を「第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第17条第7項を同条第4項とする。

附則第18条第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第32条第2項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第34条第3項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

(つくば市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成30年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、つくば市税条例第44条第1項を改める改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「次の3項」

を「次の8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

1 3 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

1 4 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 5 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書

の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

（つくば市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成31年つくば市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、つくば市税条例附則第16条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第16条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第17条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中つくば市税条例第23条の2の改正規定並びに同条例附則第6条の4、第6条の5及び第6条の6の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は平成31年6月1日か

ら施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のつくば市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条の2並びに附則第6条の4及び第6条の6の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第23条の2第1項及び附則第6条の6の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
附則第6条の6	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(平成31年6月1日前に支出したものに限る。)
	送付	送付又はつくば市税条例等の一部を改正する条例(平成31年つくば市条例

		<p>第 号) 附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第 1 条の規定による改正前のつくば市税条例附則第 6 条の 5 第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する申告特例通知書の送付</p>
--	--	--

4 新条例附則第 6 条の 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第314条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお

従前の例による。

- 2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第32条第2項の規定の適用については、同項中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

## つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）新旧対照表

## （第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条—第23条（略）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第24条—第145条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条—第6条の2（略）</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p>	<p>第1条—第23条（略）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものを支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>第24条—第145条（略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条—第6条の2（略）</p> <p>（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）</p>

第6条の3 (略)

2・3 (略)

第6条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用が ある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。

第6条の3 (略)

2・3 (略)

第6条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第21条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合

3 第1項の規定の適用がある場合における第24条及び第24条の2第1項の規定の適用については、第24条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の3の2第1項」と、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の3の2第1項」とする。



対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第6条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には                    、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第7条—第9条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 (略)

第6条の6 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第23条の2第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第7条—第9条 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第9条の2 (略)

2・3 (略)

4 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。
- 10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 (略)
- 16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 17 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

- 7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。
- 10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、12分の7とする。
- 11 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 12 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 13 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 14 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
- 15 (略)
- 16 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第9条の3 (略)

2-5 (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)-(6) (略)

7 (略)

(1)-(3) (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 (略)

(1)-(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 (略)

(1)-(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金

2-5 (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)-(6) (略)

7 (略)

(1)-(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

8 (略)

(1)-(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

10 (略)

(1)-(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金



2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第90条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
------	--------	--------

第90条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車  
 に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	<u>6,900円</u>	<u>3,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>5,400円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>1,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>2,500円</u>

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>第2号ア</u>	<u>3,900円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,200円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>8,100円</u>
	<u>3,800円</u>	<u>2,900円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>3,800円</u>

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第18条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2-4 （略）

第19条-第30条 （略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

第31条 （略）

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第18条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2-4 （略）

第19条-第30条 （略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

第31条 （略）





で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる  
認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出すること  
について市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の  
申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第75条の  
4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の  
内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受  
けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前  
日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場  
合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同  
様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受  
けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期  
間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添  
付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項  
の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で  
定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51  
項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の  
提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告について  
は、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新た  
に同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の  
提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2  
項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の  
提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告

については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

つくば市税条例等の一部を改正する条例（平成31年つくば市条例第6号）新旧対照表  
（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(つくば市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第16条の次に次の5条を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第16条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」加え、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p>	<p>(つくば市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 つくば市税条例（昭和62年つくば市条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>附則第16条の次に次の5条を加える。</p> <p>(中略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第16条の6 (略)</p> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、<u>                    </u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第17条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する _____ _____」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」加え、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。</p>
略	略
<p>附則第17条第2項から第4項までを削る。</p> <p>附則第18条を次のように改める。</p>	<p>附則第17条第2項から第4項までを削る。</p> <p>附則第18条を次のように改める。</p>

第18条 削除  
第2条 (以下略)

第18条 削除  
第2条 (以下略)